官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一五）　一
〔その他告示〕
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務二五九）　一
○小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を対象外国公館等として指定する基準を定める件（外務二二七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九五六～九七〇）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業八五）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通八三一）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一三）
○道路に関する件（四国地方整備局五二）
○道路に関する件（九州地方整備局七五、七六）
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　消費者庁
最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
国家試験
令和八年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇六）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他
会社決算公告

規則

○国家公安委員会規則第十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準） **第二条の二**　法第三条の二第一項の規定により警察庁長官が指定することができる施設は、次のとおりとする。 一　天皇又は内閣総理大臣が出席する行事（屋外で行われるものに限る。）が行われる施設 二　天皇又は内閣総理大臣が三時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　総務大臣　林　芳正

政党の名称	令和八年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	一、三九八、〇九〇、〇〇〇円
国民民主党	二、七一五、四五四、〇〇〇円
参政党	一、九八九、〇七一、〇〇〇円